

## 民間児童育成会新規参入可能校区の指定について

## 札幌市の放課後健全育成事業

形態	開設数 (※1)	内容	月会費 (※2)
公設児童クラブ	199 箇所	児童会館・ミニ児童会館で実施。さっぽろ青少年女性活動協会が運営	無料 一部有料時間帯有 2,000 円/月
民間児童育成会	43 箇所	民間が運営する放課後児童健全育成事業所のうち、本市の助成を受ける団体 ※1 団体あたり平均助成額：約 1,300 万円/年	有料 平均：約 13,000 円/月
届出の放課後児童健全育成事業所	5 箇所	民間が運営する放課後児童健全育成事業所 (本市からの助成はなし)	有料 19,800 円～36,000 円

※1：令和5年3月1日現在 ※2：週5利用の場合

## 民間児童育成会の設置基準

札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱（以下、要綱という）第9条第1項による育成会と同条第2項による育成会の2種類

第1項	公設児童クラブ整備前から継続して運営している民間の放課後健全育成事業所
第2項	札幌市が指定した小学校区において設置可能

## &lt;参考&gt; 札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱第9条

第9条 民間児童育成会の設置は、児童クラブが開設されていない小学校区に1箇所とする。ただし、児童クラブの開設前から継続して運営している民間児童育成会は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、民間児童育成会の参入が可能な地区として札幌市が指定した小学校区においては、予算の範囲内において民間児童育成会を設置できる

## 公設児童クラブの現状

現在、公設児童クラブは、全ての小学校区において設置されている。（前述、要綱第9条第1項前段に該当する地区はない）

また、共働き世帯の増加により放課後児童クラブに対するニーズは増加しているが、利用児童が多いクラブでは、学校の余裕教室の借用等の対応を行っており全てのクラブで、国が定める面積基準（1人あたり1.65㎡）を満たしている。

しかし、借りている教室とクラブのフロアが異なるなど離れているケースもあり、受入環境に差が生じている実態がある。

## 要綱第9条第2項で定める「札幌市が指定する小学校区」とは・・・

民間児童育成会の新たな参入により、公設児童クラブとは異なった民間サービスを選択する世帯が生じ、結果として、児童に対する職員の目が行き届きやすくなるなど、児童の受入環境向上に資する場合に、その校区を指定する。

## 校区指定方針（案）

指定する校区は、異なるフロアの教室を借用することにより国の面積基準を満たしている校区であって、民間児童育成会の新規開設により、異なるフロアの教室を借用せずとも基準を充足することが期待される校区とする。

ただし、今後改善が見込まれる下記①・②の校区については、新規民間児童育成会の安定運営確保の観点から除外する。

なお、校区指定にあたっては、受入環境を勘案し、予算の範囲内において設定する。

## ■除外校区

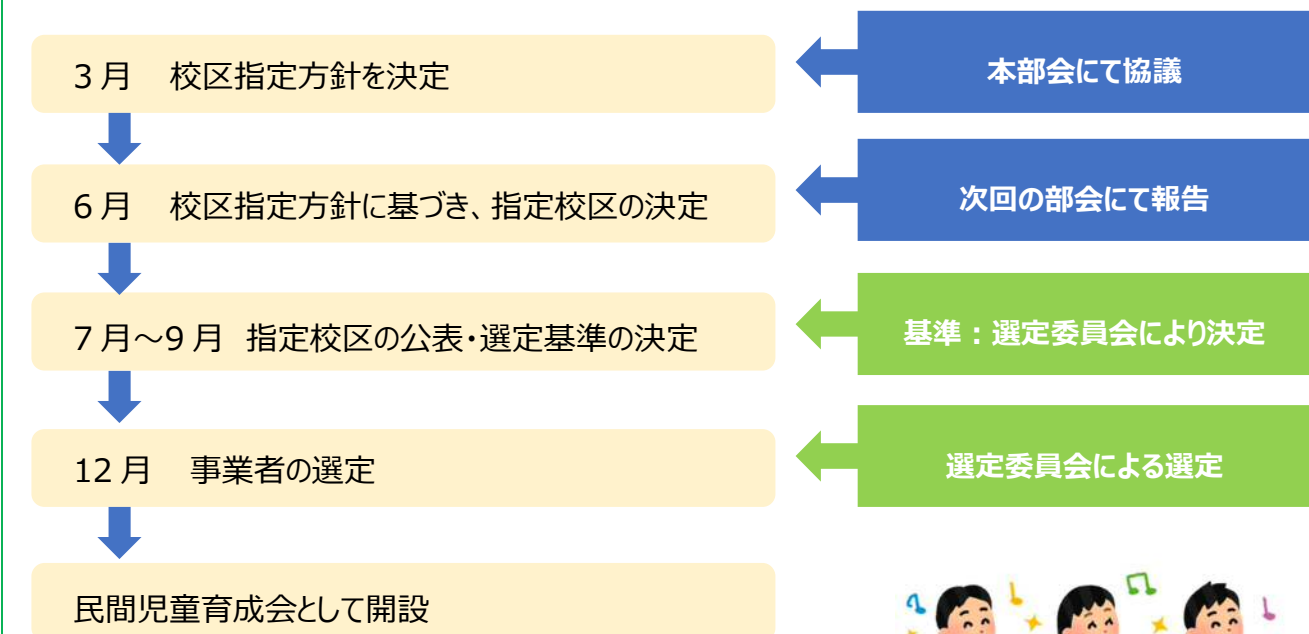
## ①児童数減

将来、利用児童数が減少し、異なるフロアを借用せずとも基準を満たすことが見込まれる校区

## ②施設拡充

将来新型児童会館の整備やミニ児童会館の拡張が見込まれる校区

## 実施要綱第9条第2項による民間児童育成会新規参入の流れと放課後部会での協議事項



## 選定委員会委員（案）

市	子ども未来局子ども育成部
有識者	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
実務者	公財）さっぽろ青少年女性活動協会から推薦
実務者	札幌市学童保育連絡協議会から推薦
保護者	札幌市 PTA 協議会から推薦
教育関係者	札幌市小学校長会関係者

※敬称略

